

## 平成25年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：平成26年2月26日（水）14：00～16：30

場 所：江東区亀戸文化センター5階第1，2研修室

出席者：国 関係： 農林水産省：林野庁木材利用課課長補佐 添谷 稔  
経済産業省：資源エネルギー庁新エネルギー対策課係長  
西田 貴嗣  
国土交通省：公共事業企画調整課課長補佐 土肥 学  
建設業課 加藤 浩一  
環境省：産業廃棄物課課長補佐 梶川 浩二  
同 課長補佐 太田 太一  
同 環境専門員 浜田 嘉治

### 連 合 会 関 係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 鈴木 隆  
関東木材資源リサイクル協会会長 藤枝 慎治  
東海木材資源リサイクル協会会長 山口 昭彦  
近畿木材資源リサイクル協会会長（代理）遠藤 和弘  
中四国木材資源リサイクル協会会長 片岡 重治  
九州木材資源リサイクル協会会長（代理）河野 秀彦  
ほか各地域協会役員、事務局員等 20名  
各地域協会会員、全国連合会賛助会員49名  
報道関係 2名  
（敬称略）

テーマ：「国への要望と木質チップを取り巻く最近の状況について」

### I あいさつ

- 1 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 鈴木理事長  
本日は、年度末にさしかかる大変お忙しい中、国機関の方々をはじめとして多数のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この検討会は平成20年に第1回を開催して以来、通算4回目の開催になるが、平成19年の年末に国の各省庁に要望書を提出した際に、当時の経済産業省リサイクル推進課長が、「せっかくなら関係省庁が一堂に会して検討会をしてはどうか。」と発案されて始まったものである。当時は、建設リサイクル法により木くずのリサイクルが急激に進み、RPS法による木質バイオマスのサ

ーマル利用が拡大の一方、リーマンショックなども重なり、木質チップの需給に関わる問題が顕在化した時期に当たる。

その後、東日本大震災などを経て、我々の団体が果たすべき課題が増大している中、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度なども進み、現在また大きな変化の時を迎えている。

本日は、木質バイオマスを利用するユーザー、木質チップを製造するメーカーも多数参加して、是非国の担当の方々に現場の生の声を届けたいという趣旨で設定した。

それぞれの立場で参加の皆様のご協力のもとに、稔りある議論ができればと考えているので、よろしくお願ひしたい。

## 2. 国機関代表挨拶

環境省産業廃棄物課 梶川課長補佐

昨年の11月のユーザー懇談会にも参加したので、今回2回目の参加ということになるが、前回の会合の印象では、様々な立場の方々が、それぞれの思いを込めて現状報告や意見を交わし合う場に居合わすことができ、とても有意義であると感じた。

逆に国の担当者としても、こうした現場の生の声を聞けるということはとても参考になり、そういう意味で3時間の会議の時間が大変短く感じたという感想をもっている。

本日は、国への要望を踏まえて、意見を交わすという趣旨なので、一緒に考えながら問題点を解決し、前に進められるよう活発な議論を交わすことにより、この会が成功裏に終わることを祈念して、挨拶とします。

## II 出席者紹介

紹介者 弘山専務理事

以後の議題は、鈴木理事長の座長により進行する。

## III 議事

### 1 「国への要望」について

座長：まず、平成25年12月25日に提出した「要望書」について、現時点で答えられる範囲で、要望書の順に沿って各省庁から見解を述べられたい。

環境省：**廃棄物の種類について**であるが、産業廃棄物は年間4億t発生しているが、一般廃棄物はその10%程度と言われている。

大量に発生する事業系廃棄物を産廃とする原則であり、時代背景の変化により有識者が議論して見直しをしている。最近では木製パレットの一廃から産廃への変更がその例である。

業界からの意見も踏まえて、今後も見直しはするので、引き続き検討させていただく。

**災害時の対応については**、仮設住宅の撤去に伴い発生する木くずについては、建設工事に伴い発生する物は産廃として扱うことになるが、個別、具体的にどのようなケースが問題なのか提示してもらえば検討したい。

放射性物質に関連した事項、大規模災害時の緊急保管場の確保、外国人研修生の受け入れについては、所管が違うのでこの場ではコメントができない。

**バイオマス発電利用推進のための手続きの簡略化については**、具体的な案件ごとに検討すべき事項だが、保管基準の上限は処理能力の28日分というような規定があるので、その範囲であれば、相当フレキシブルに対応できると考えている。

**管理責任者制度の拡充については**、すべての産廃を特管物と同様の責任体制で扱うということは、望ましいことではあるが、原則論として、排出事業者責任が一義的なので、処理事業者にどこまで厳しく責任を負っていただくかということについては、有識者で議論する事項である。処理業界側からこのような意見があるのであれば、今後検討対象としていくことになる。

**無許可処理業者の排除については**、設置許可不要な小規模施設の取り扱いの問題だと思うが、これまでも最終処分場の面積基準の廃止など、問題のあるものは順次見直しをしてきた。処理基準の検討委員会の中で議論して行くことになるので、今後も継続して意見を上げていただくことにより、検討課題としていきたい。

座長：仮設住宅の件はどなたか補足することがあるか。

ユーザー：宮城県を中心にして仮設住宅撤去が進んでいるが、大半はリサイクルしてボードとして再生される。

今後有効活用できるよう地元自治体と協議して行くことになるが、それが阻害されることのないよう、ここで要望した趣旨通り取り扱え

るよう、お願いしたい。

座長：震災発生廃棄物が一般廃棄物として扱うこととされたために、リサイクルが阻害されたが、仮設住宅の撤去物が同様の扱いをされると同じ問題が出るということだ。今のところ、産廃として扱えるようなので、北日本協会エリアでも、そのように可能な限り再利用を推進して行きたい。チップの保管基準の件は、補足するような事例はないか。

事務局：現場から届いている声を紹介すると、F I Tの認定を取得するためには保管場を区分する必要があるが、そのための変更が自治体によっては、変更許可の対象になったり、保管容量が減少することについてクレームがついたりする例がある。

目的から見て設備能力の変更を伴わないケースでは、軽微な変更で扱ってよいのではないかという趣旨である。

環境省：保管場の変更だけで変更許可の手続きが必要だということはイメージとしてわからないので、どのようなケースなのか、具体的に協議していただきたい。

座長：廃棄物の種類の件で、最近F I Tに関連してサーマル利用を促進して行く上で、剪定枝の区分が自治体側でも困っている事例がある。この点も、今後の検討課題としていただきたい。

資源エネルギー庁：要望書に対してのコメントをする前に、つい最近固定価格買い取り制度の調達価格算定委員会があった。

また、これまでに新規に運転開始したバイオマス発電所は4件、現在審査中、協議中のものが70件程度あることを報告しておく。

次に要望事項に対する見解を述べる。

**既存用途との競合や市況高騰問題**については、バイオマス発電事業者が申請時に、このような問題が生じないよう配慮する旨の誓約書の添付を義務付けることにより対応している。

**剪定枝を一般木材として扱う**ことについては、現時点では一般廃棄物に該当するものは一般木材として扱えないが、それ以外のものは、由来証明があり、地元自治体が一廃ではないと判断したものは、既にリンゴ果樹園剪定枝等、一般木材として扱っている事例もある。

**補助金交付申請時の意見聴取**については、F I Tの場合は、申請時に

燃料の供給体制について細かく明示することにより対応しているが、FITによらない独立型の申請には、燃料の安定供給が可能かどうか、各団体に随時協議するようにしている。

**外国人研修生の受け入れについては**、引き続き制度を存続し、活用して行きたいと考えている。

九州協会：申請時の誓約書に記載した事項に違反した場合は、罰則のようなものはあるのか。

資源エネルギー庁：もしそのような疑いがあれば、現地に出向いて調査し、明らかに誓約書と異なる事実があれば、それなりの対応をすることになる。

座長：剪定枝を一般木材として扱うことの手続きとしては、自治体が一般廃棄物でない旨の証明をすることにより対応することになるのか。

また、全国的に取り扱い上の解釈が不明確で、利用が滞っているようなものがあれば、協議するというところで良いか。

資源エネルギー庁：その通り。

林野庁：**バイオマス燃料の由来証明については**、チップの所有者が証明するのが原則だが、供給する燃料についての情報を最も正確に把握している直接扱っている者が、証明書を発行しても差し支えない。

**製材残材の由来証明については**、原材が合法木材の証明と同様の扱いで手続きされていれば、一般木材の由来証明として扱って問題はない。

**剪定枝の扱いについては**、資源エネルギー庁の回答のとおり、地元自治体の解釈により扱えば問題ない。

**補助金申請時の協議については**、他の省庁との合議の中で情報共有できるよう関係団体とも協議して行きたい。

**不適正事例発生時のチェック体制については**、申請内容が虚偽であることが判明すれば、当然民法等で罰せられることになるが、ガイドラインの監視体制の強化という面では、新しい制度であり、まだ稼働施設が少ないという面から、まだはつきりしたことは言えないが、いずれ国としても可能な範囲で現場に出向いてチェックして行くことになる。

**木質チップの品質確保については**、設備補助と併せて、品質チェック

にかかる費用についても補助対象とすることは可能と思うので、今後の検討課題にさせていただく。

**森林整備等の補助金については**、補助事業が終わった段階で、成果に応じて額が決定するが、できるだけ幅広く対応するように努めている。今後もいろいろな意見を踏まえて対応できるようにしていきたい。

事務局：品質規格に関連して、検査費用だけでなく、混入物を排除するための施設導入についての補助についても検討されたい。

ユーザー：F I T導入に当たり、定期的に既存事業に影響がないか情報収集することになっているが、具体的にどのようになっているか。また、全木リ連で、チップの市況価格を公表しているが、それらの情報の扱いをどのようにするのか。

R P S法の時も、明らかに数年後に大きな影響が出たという経験がある。それを繰り返さないような対策が講じられているか。

林野庁：定期的な情報交換については、順次、各団体と行っているが、本日のような場もその一部であるので、民間団体が主催する場も積極的に活用して行きたい。

チップ価格については、調達価格算定委員会でも、経時的な価格変化を参考に議論しているので、様々な資料をもとに、オールジャパンで議論できるようにしていきたい。

九州協会：公共工事で伐採証明の時期にタイムラグ等があり、取れないケースがあるので、F I Tの趣旨に沿って手続きされるよう指導願いたい。

また、製材所で扱う原材が間伐材としての証明があれば、すべて未利用材として扱えるのか。

林野庁：製材所から発生した残材は、すべて一般木材なので、どんな由来証明であっても未利用材扱いはできない。

工事系の物の証明が難しいことはよく聞くが、どの程度が許容範囲なのかはケースバイケースなので、個別に協議願いたい。

北日本協会：開発に伴う残材は、費用構造からその他木材にしかないと考えていたが、一般木材になる可能性もあるのか。

林野庁：一般廃棄物でない限り、由来証明があれば、一般木材にはなり得る。

北日本協会：産廃で一般木材になる例としては、どのようなケースがあるか。

林野庁：道路工事に伴う支障木は、開発許可の写しがあれば、一般木材として扱える。

国土交通省：**FIT制度に伴う既存用途への阻害防止については**、国交省としては建設リサイクル法を所管する部署として、協議があれば、建設発生木材への再資源化推進へのマイナス影響がないかという観点から、自治体や関係団体からの意見を聴取しつつ、確認しているところである。

また、建設リサイクル法では、マテリアル利用の優先をもとと謳っており、この観点から監視に当たっているが、今のところ不適正な事例があるという情報は受けていない。

**CCA処理木材の取扱いの問題**は、廃棄物処理法の規制に基づき処分されるものであるが、当省においても「建設副産物適正処理推進要綱」で関係者には周知している。建設業者に対してはパンフレット等を作成して建設副産物広報推進会議を通じて適正な分別を行うよう周知を図っている。

今後も関係機関で連携を取りながら対応して行きたい。

**建設業法の業種区分については**、本年1月の中建審・社整審基本問題小委員会において解体工事業の新設の方向性が取りまとめられ、建設業法の改正を目指して取り組んでいるところである。

座長： C C Aについて、問題になった具体的な事例があるか。

国土交通省：相当以前は別として、最近、特に平成25年度に問題があったという報告は受けていない。

事務局：平成25年度から、F I Tの申請に関する合議があった時、国交省からは情報提供をいただいております、これまで既存用途との競合について地元の地域協会からの意見を述べさせていただいた例はある。

C C Aについては、これまで特に基準がない中で対応してきたが、木質リサイクル利用推進協議会で、今年度統一的な品質規格を定める

中に盛り込んで検討中であることを補足して報告させていただく。

中四国協会：建設リサイクル法に基づく解体工事完了届に、解体事業者がマニフェストを添付しない例があり、徹底するよう指導願いたい。

中国地域では、行政の指導が不徹底かつ不公平なため、依然として不法投棄がなくなる原因になっている。

一方許可業者に対しては、締め付けが最近極端に厳しくなっており、例えば保管基準など、一時的であっても1センチたりとも超えてはならないようなことを言われ、この不公平さが不適正処理の引き金になったり、リサイクルを阻害する要因になっている。

是非自治体に対する指導をお願いしたい。

国土交通省：建設廃棄物の流れは、当然廃掃法の中で扱われるが、全体としてはある意味善説を前提に規定されている。

今、生々しい話を聞いたので、実態を確認して適正化に努めていきたい。

環境省：保管量の問題は、50%勾配を維持できるという前提で規定されているので、用地面積と施設能力との兼ね合いで何が適正かということになり、個別に何が問題なのかを整理しないと答えようがない。

リサイクルの場合、需給バランスの問題で保管容量が決まるので、特に廃掃法とは別の課題であり、何とも申し上げられない。

座長：マニフェストの問題は、自治体でより踏み込んで対応している例もあるようなので、地元自治体とよく協議していただきたい。

関東協会：外国人研修生の受け入れについては、今後の我が国の廃棄物処理全体を考えて、情報の受発信という点で重要課題と考えている。

ところが、従来海外からの研修生受け入れは大企業を前提としたものであり、我々のような中小企業が、どこにお願いすればいいのかもわからない状況である。

また、解体工事業が建設業法の許可対象になる背景も伺えればと思う。

国土交通省：建設業者団体と意見交換する中で、新設対象としてまずは解体工事業の提案をすることとしたものである。

また、建築物の老朽化や、公衆災害等の重大な事故の発生などが背景にある。

なお、人材不足は建設業界でも大きな問題で、人材確保という課題はより広く対応して行かなければならない問題と考えている。

{休憩}

2 「木質チップを取り巻く最近の状況について」

座長：各省庁から提供いただける情報があれば、順次報告されたい。

環境省：先ほどの保管基準の点で、原料廃材は保管基準がありそれを遵守していただく必要があるが、製品チップについては特にそのようなものはないので、適宜対応していただければよい。

廃棄物処理事業に対する補助事業は設けているので、技術審査会にかけられる案件であれば、HPで確認の上活用願いたい。

資源エネルギー庁：本年度第3回の調達価格検討委員会は3月初旬に開催する予定であり、そこで平成26年度の価格が決まる。新しい枠組みが取り入れられる可能性もあり、太陽光発電事業では設備認定の取り消し案件も出ているので、何らかの修正がある見込みである。

特にブローカーと言われる輩を排除する対応が必要であると考えている。

林野庁：木質バイオマス発電は年度内に3件の施設が新たに稼働した。

具体的計画は各地に40例ほどあり、順次稼働を目指している。

それらの事業への支援策については、森林事業加速化基金など、補正予算として確保している。

また、先ほど事務局から報告のあった、木質チップの品質規格の策定事業についても補助対象としている。

国土交通省：建設副産物の実態調査は、平成24年度が調査年度に当たり、現在集計作業を行っている。まだその結果は公表できる段階ではないが、木くずについては5~10%程度平成20年度より再資源化率が向上したとみている。これは、本日の参加者を中心とした方々の現場での努力の成果と評価している。

今後、具体的なプログラムがあるわけではないが、様々な情報を集めて、より良い方向に向かうよう対応して行きたいと考えている。

座長：次に事業者側から、最近の状況について報告願いたい。

事務局：当連合会の会員は、賛助会員等を含めると180社を超えた。

しかし、まだ会員不在県があるので、入会勧誘活動を行ってきたが、このほど石川県の企業がはじめて入会した。

また平成24年度需給実態調査では、当連合会の会員で、建設系木くずの約85%をシェアしていることも明らかとなった。

また生木系の取り扱い量が全体の16%を占めるまで増大している。

現在直面している問題は品質面であり、特に混入物対策が急務になっている。

関東協会：関東協会では3つの地区に分けて地区委員会を設けて諸問題を議論しているが、需給バランスと品質が大きな課題になっている。

また、想定される今後の問題は、発電事業者の新規参入による混乱への危惧があり、チップの取り合いにならないよう、既存のニーズを守るために自助努力していきたい。

また、これまでのシンポジウム等では、熱利用の推進がカギという意見が多く、その点にも注目して行きたい。

木質チップ市場価格WG座長：平成24年度に検討をスタートした当初は、色々な意見が出てもめたが、ほぼ意見が出尽くした25年度から公表を前提とする検討に入った。

従来の品質規格とFITとの整合性についても検討し、そのチップのグレードごとに全国を13地域に分けて公表するという案でスタートしたが、実質的にFITの事例がまだ少ないこと、会員の少ない地域は他の地域と一緒に扱うことなどの変更をして、平成25年9月のアンケート調査した結果を、11月からHPで公表を始めた。今後は、年2回のアンケートと、その他の月ごとに補完調査を行って更新して行く予定である。

事務局：平成24年度末にFITの事業者認定をスタートさせて以来、全国で約30事業所の認定を行った。

今後認定を受けたいという事業者は多いが、不適正な証明への懸念もあるので、解釈を統一し、不公平のないように配慮しながら、今後も引き続き厳正な審査をしていく方針である。

この件については、林野庁と日本ガス機器検査協会の協力を得て、各地で順次セミナーを実施しており、応募者が予想以上に多い状況である。

CCAの実態調査は、平成22年度から継続的に実施しているが、その間東日本大震災があり、そこでも重点的な調査を実施した。

そろそろデータも揃ったので、全体的な取りまとめを行えるよう、平成26年度を区切りのつもりでデータ収集に努める予定である。

最後に、海外の先進地域視察が実現する運びになり、3月20日～26日の予定でフィンランド、スウェーデンに23名の視察団を派遣ことが決定した。帰国後報告会のようなものを設定したいと考えている。

座長：これで一通りの報告が終わったので、本日全体の議論を通じて、各省庁から感想を述べていただきたい。

環境省：現場の方々の切実な声を聴かせていただいたが、いずれも法律の解釈の問題になると思うので、個別の案件を報告いただければ自治体にも確認をして対応して行きたい。

本日は貴重な経験であったので、今後もこのような場を設定していただければありがたい。

資源エネルギー庁：本日はいろいろな立場の方の意見を聞くことができ、とても勉強になった。

北欧に視察に行かれるということで、私自身大変興味を持っているので、先進的な取り組みの報告を期待している。

林野庁：FIT制度は経験のない初めての試みであるので、これまであまり深い関係ではなかった方々とも協議しながら、より良い制度にする必要があると改めて感じた。

本日出た話は、肝に銘じていくので、今後ともよろしくお願ひしたい。

国土交通省：年に一度の要望書を見るだけでも、その時点の問題点が整理されて勉強になるが、他の省庁と一緒に民間の主催する会合に出る機会があまりないので、その点でもいい機会だった。

今後とも、様々な方々と情報を共有することが大切と感じたので、よろしくお願ひしたい。

座長：限られた時間の中だったが、国の方々も難しい要望や意見に対して真摯に伝えていただき、有意義な会になったと思う。

参加のすべての方々にお礼申し上げます。

閉会：16：40

(文責：弘山)